

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・**延長**・その他）

No	8	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <b>固定資産税</b> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	鉄道事業者の低炭素化等に資する新規製造車両等に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 低炭素化等に資する旅客用鉄道車両 （縮減）気動車（内燃機関を有する車両）の代替車両等 （拡充）新規製造車両と同様の要件を備えた改造車両を適用対象に追加 気動車の代替車両を電気式気動車に変更、適用対象に追加</li> <li>・特例措置の内容 固定資産税：課税標準 5年間2/3（一定の鉄道事業者等 課税標準5年間3/5）</li> </ul>		
（関係条文）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法附則第15条第16項</li> <li>地方税法施行令附則第11条第16項</li> <li>地方税法施行規則附則第6条第38項、第39項</li> </ul>		
減収見込額	[初年度] - (▲1,381)	[平年度] 87 (▲1,383)	(単位：百万円)
減収見込額	[改正増減収額]	-	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 鉄道事業者等による低炭素化に資する新規車両等の導入を促進することにより、環境にやさしい鉄道の利用促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 地球温暖化対策計画（平成28年5月閣議決定）において、引き続き、鉄道を含む公共交通機関の利用促進を図ることとされるとともに、鉄道部門においては「軽量タイプの車両やVVVF機器搭載車両の導入等、エネルギー効率の良い車両を導入してきたところであり、引き続きその導入を促進する。」とされ、日本の約束草案（平成27年7月地球温暖化対策推進本部決定）でも、「我が国は、自らの温室効果ガスの排出削減に向けた取組と、将来にわたって講じる、低炭素技術の開発・普及や社会経済構造の低炭素化などの取組により、長期的な削減に積極的に貢献していく」とあり、地球環境問題が深刻化し省エネルギー・環境負荷低減への要請が高まる中、鉄道業界の果たすべき役割は依然として大きいものである。</p> <p>しかしながら、営業車両全体におけるVVVF機器の搭載等低炭素化車両の導入割合は、平成29年度末において72%となっているが、首都圏を中心に営業している主な鉄道事業者以外においては、車両投資への余力が乏しいこと等から、導入割合が未だ50%程度に過ぎない状況である。鉄道事業者等にとっても、エネルギー効率の良い車両の導入は、極めて重要であるものの、高額な新規車両への投資は直ちには収益向上に結びつきにくい側面もあることから、必ずしも投資の優先順位として高位には位置づけられていない。このため、新規車両よりも低コストで新規車両と同様の低炭素化の効果を生み出すことができる既存車両の改造についても、本特例措置の適用対象とすることで、低炭素化に係る取組みの裾野を広げていく必要がある。</p> <p>また、近年、主に非電化区間を走行する車両については、エンジンとモーターを組み合わせたハイブリッド方式が登場するなど様々な技術開発が進んでいる。このため、本特例措置の適用対象において電車と気動車の区分を見直し、気動車については従来のエンジン駆動方式から発電機を介した電車と同じモーター駆動方式への代替等に限定し、燃費の向上等による低炭素化に資する車両の導入を促進するものである。</p> <p>以上により、鉄道事業者等にインセンティブを与えることにより、新規車両等の導入に伴うランニングコストの負担を軽減し、旅客鉄道輸送の低炭素化等を一層向上させるため、本特例措置を見直した上で拡充及び延長することが必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案	気動車の適用対象について、現行要件（エンジン駆動方式（従来型））への代替等を除外する。		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：3 地球環境の保全 施策目標：9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標：8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標：26 鉄道網を充実・活性化させる
	政策の達成目標	鉄道事業者等による低炭素化に資する旅客用鉄道車両の導入を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成31年度～平成32年度）
	同上の期間中の達成目標	低炭素化等に資する旅客用鉄道車両の導入を促進する。 低炭素型車両の導入割合 72%（平成29年度） → 79%（平成32年度）
政策目標の達成状況	平成28年度 671両 平成29年度 556両 ※本特例措置の適用状況に関する鉄道事業者等への調査による。	
有効性	要望の措置の適用見込み	平成31年度 28事業者 524両 平成32年度 29事業者 568両 ※本特例措置の適用状況に関する鉄道事業者等への調査による。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	旅客鉄道輸送の低炭素化を進めていくとともに、環境にやさしい鉄道の利用促進を図ることは、引き続き重要な課題となっていることから、鉄道事業者等が低炭素化等に資する旅客用鉄道車両の着実な導入等を促進していくことは極めて重要であるが、高額な車両への投資は鉄道事業者等にとって大きな負担となり、直ちに収益向上に結びつきにくい投資であることに加え、新規車両等の保有による固定資産税の負担も増加することになる。 このため、新規車両のみならず、同様の低炭素化の効果をもたらす改造車両の導入も本特例措置の対象とすることにより、鉄道事業者等にインセンティブを与え、新規車両等の導入に伴うランニングコストの負担を軽減することは、旅客鉄道輸送の低炭素化等を一層向上させる観点から有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業のうち 鉄軌道輸送システムのネットワーク型低炭素化促進事業（環境省連携事業） 5,000百万円の内数（平成31年度概算要求分）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	低炭素化に資する省エネ型鉄道車両（VVVF機器搭載車両等）の導入により、鉄道システム全体の省CO2化を推進する補助制度であり、これは鉄道事業者等による車両への初期投資の負担を軽減するものである一方、本特例措置は新規車両の保有に伴い増加するランニングコストである固定資産税の負担軽減を図るものである。
	要望の措置の妥当性	高額な車両に対する投資は鉄道事業者等にとって大きな負担となり、直ちに収益向上に結びつきにくい投資であることに加え、新規車両等の保有による固定資産税の負担も増加することから、投資の優先順位としては必ずしも高くない要因となっている。 このため、本特例措置を通じて新規車両等の導入後におけるランニングコストの負担を軽減し、鉄道事業者等にインセンティブを与えることは、車両更新を促進し旅客鉄道輸送の低炭素化等を一層向上させる手段として妥当である。 なお、本特例措置の適用対象となる車両については、従前より低炭素化に資する性能要件等を付して限定しており、政策を達成するための手段として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成25年度実績 2,044百万円  平成26年度実績 1,752百万円  平成27年度実績 1,502百万円  平成28年度実績 1,292百万円  平成29年度実績 1,319百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>課税標準（固定資産の価格）  平成26年度 119,338,798千円  平成27年度 108,087,517千円  平成28年度 95,893,456千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置を通じて、新規車両の導入等に伴うランニングコストの増加を軽減し、車両更新等の促進を図ることは、旅客鉄道輸送の低炭素化等を一層向上させる観点から有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>低炭素化等の向上に資する旅客用新規鉄道車両の導入を促進する。  低炭素型車両の導入割合 70%（平成27年度） → 75%（平成30年度）</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>低炭素型車両の導入割合は、平成30年度末時点で73%となる見込みである。  一部の鉄道事業者等においては新規車両への投資に当たり、VVVFインバーター制御装置のうち、旧タイプの方式から新タイプの方式への更新を実施しているところ。（旧タイプの方式であっても導入割合に含まれていることから、）低炭素型車両（VVVFインバーター制御装置等）の導入割合の上昇に寄与しなかった理由として考えられる。今後は改造車両等を拡充することで、低炭素化等を一層向上させることが期待される。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成17年度税制改正要望（整理合理化）：本則から附則へ  平成19年度税制改正要望（延長）  平成21年度税制改正要望（延長）：適用要件の見直し  平成23年度税制改正要望（延長・縮減）：適用要件及び特例率の見直し  平成25年度税制改正要望（延長・縮減）：適用要件の見直し  平成27年度税制改正要望（延長・縮減）：適用要件の見直し  平成29年度税制改正要望（延長・縮減）：適用要件の見直し</p>